

みまた地域ブランド発信事業補助金 募集要項（案）

1 事業の目的

この事業は、「みまたブランド」の創出や商工業の振興を図るため、地域資源を活用した新商品の開発や発信等を目的とした事業に取り組む場合、それに係る経費を一部支援します。

2 補助対象者

次の全ての要件を満たし、自らの提案により開発した商品等の発信を継続して行うと認められる者

- (1) 町内に住所を有する個人又は町内に店舗、工場等の事業所を設置している団体若しくは法人であること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を行う個人又は団体ではないこと。
- (4) 個人及び団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員が含まれていないこと。
- (5) 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切でないこと。

3 補助対象事業

次のいずれかで、三股町の地域資源を活用して実施する事業。

- (1) 研究開発事業
試作品の製造、成分分析、容器・包装等のデザイン、モニター調査等
- (2) 商品化促進事業
新商品または既存商品に係る、試験販売、容器・包装等のデザイン、リーフレット等の作成等
- (3) 販売力強化事業
新商品もしくは既存商品の販路開拓に係る、展示会・商談会の出店、容器・包装等のデザイン、リーフレット等の作成等

注：既に実施している事業については対象外になります。

4 補助対象経費

次の経費のうち、交付決定の日から令和9年2月28日までに支出した経費。

報償費（外部専門家、技術指導員等の招へいに係る指導費用）、旅費（外部専門家、技術指導員等の招へいや展示会、商談会に要する費用。ただし、町外旅費に限る。）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料（公の施設に係る使用料を除く。）、原材料費。

5 事業期間

事業期間は事業年度の2月28日までとします。

6 補助額及び限度額

事業に係る経費に3分の2を乗じて得た額以内（予算の範囲内で限度額30万円）

7 応募期間・応募方法

(1) 提出書類

- ① 申請書等（事業計画書、収支予算書、団体の活動及び構成員がわかる書類）
- ② 滞納のない証明書
- ③ 町内に店舗、工場等の事業所を設置していることが証明できる書類
※団体もしくは法人の場合は、③の書類の提出が必要です。

(2) 応募先

三股町役場 企画商工課 商工観光係
〒889-1995 三股町五本松1番地1

(3) 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月1日（月）

※申請受付は土日祝日除く、平日の午前8時30分～午後5時の間

(4) その他

提出された申請書は、事業の採択に関する審査以外には使用しません。
なお、提出された申請書は返却しません。

8 事業の採択

町内で活動する各種団体の代表者などで構成される審査会を実施します。

補助金交付には、代表者が審査会で事業内容を説明して、認定を受けることが必要です。

9 事業実施に係る注意事項等

(1) 実績報告書の提出

事業終了後、直ちに経費を支出したことを証する書類（領収書等）及び事業の実施状況の写真などを添付した実績報告書を提出してください。

(2) 補助金の確定

補助金の確定は、提出していただいた実績報告書に基づき審査を行い、補助金額を確定します。


(3) 補助金の返還

次の場合は、補助金の全額又は一部を返還していただくことがあります。

- ① 偽り又は不正の手段により、補助金の給付を受けたことが判明したとき。
- ② 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。

(4) 「みまたブランド」が分かる表示

補助金を活用して開発や改良された新商品、パッケージ等に、三股町産の地域資源を使用していることが分かるような表記や「みまたブランド」が分かる表示を記載してください。

例) 商工会「」マーク、ドキドキみまたのロゴなど

※独自で作成したデザイン等でも構いません。

(5) 現状調査

申請した事業について、事業終了の次年度から 年間現状調査を行います。

10 問い合わせ先

三股町役場 企画商工課 商工観光係

〒889-1995 三股町五本松1番地1 TEL 0986-52-9084 FAX 0986-52-9762